

信仰のツールとしてのICT

竹内照公

【はじめに】

宗教や信仰において記録の役割は重要である。教えの内容を記録し伝えることも重要であるが、信者についての個人の記録を宗教団体は残してきた。また、記録を残すことが信仰の一部になっていることもある。こうした記録は、従来は紙などのアナログな媒体に記録されており、厳重に保管しなければ管理としては十分であった。しかし、デジタルの情報コミュニケーション技術 (Information Communication Technology : ICT) の進展を背景に、書き記して保存することから、電子的に保存することへと変化が進んでいる。その結果、情報が紙の書類で管理されている限り問題にならなかつたような新たな情報管理が必要になっている。デジタル化に対し、情報の管理方法を見直すことが必要である。

信仰のツールとしてのICT

今後、寺院は、個人の情報を適切に管理することを一層求められるようになる。これは、単に記録の方法が変

わるだけではなく、記録という行為の意味付けを変え、信仰のあり方を変える可能性がある。法令に則った適切な管理の体制を整えることは当然であるが、その先でこれから起ころうとしていることを見据えた対応をしていく必要がある。情報管理の変化に対し、我が国の宗教界において対応が進んでいるかといえ、十分とは言えない。むしろ、宗教という特殊な立場に守られているために、深い検討への動機付けは強くない。また、変化の背景にあるものの検討や、これから起きるであろう変化に対する準備は置き去りになっている。

平成三十年五月に施行された欧州GDPR (General data protection regulation)¹⁾は、強制力の強さや制裁の大きさが人々の意識を大きく変えようとしている。これまでのICTサービスやビジネスでは、対応を後回しにしてきたり、軽視してきたものに対し厳格に対応することが要求されている。GDPRは唯一絶対の原則ではないが、参考にするべき点や、新たな発想のきっかけになっている。

そこで、GDPRに現れている考え方の中で特に注目されているポイントを取り上げ、そのポイントを前提とした場合に、日本の宗教、とりわけ日本の伝統仏教の寺院がなってきた役割がどのように影響をうけるかを考察する。これを踏まえて、寺院にとって個人の情報を管理するという役割を見直す。ICTへの取り組み次第で新たな役割を獲得する可能性と同時に、これまでの役割を失う可能性があることを示す。

【前提…GDPRのインパクト】

ICTの発展にともなう個人情報の管理のあり方については、国単位で対応がなされている。積極的な活用には寛容な立場、個人データの保護を基本的人権として管理を厳密に行う立場、国家の資産として統制管理する立場など、それぞれである。

この中で、管理を厳密に行う立場に欧州連合の各国があり、権利をEU基本権憲章に明記している。EU基本権憲章八条は、個人データの保護に関して定めていて、誰もが自分自身の個人データを保護する権利を有すること、同意または法的根拠に基づく特定の目的のための公正な処理、収集された自身のデータへのアクセスと訂正の権利、独立の監督機関による管理が挙げられている。

もともとは、国家権力による個人の蹂躪を抑制するというのがEUの基本的な立場であるが、個人の蹂躪を国家に限定せず、ICTを活用し潜在的に個人を蹂躪する可能性をもつ企業活動等にまで広げて規制を加えている。また、従来、EU各国間の法制の原則と示されていたものが、規則という形でより強力に法制化されたのがGDPRである。

これに対し、積極的な活用が進められているアメリカでは、巨大ICT企業を中心に様々なサービスが自由に展開されている。インターネットという仕組み自体、アメリカ的な自由な取り組みの中で発展し、無料あるいは安価なサービスの提供に結びついてきた。その背景には、サービスの展開と同時に蓄積されるデータが生み出す価値がある。こうした流れに対し、EUはあらかじめ守られるべきものについての考え方を示し、個人を蹂躪する可能性があるような発展を抑止しようとしている。

アメリカ型の考えによれば、蓄積されたデータを処理し、新たなビジネスに結びつけることが発展につながり、新たな価値や富をもたらすものとして歓迎することができる。しかし、知らず知らずのうちにデータが活用されてしまうということが個人の蹂躪につながるのではないかという危惧とともに、そもそも、データの元になっている個人が生み出した価値をビジネスによって搾取されてしまっているのではないかとみることが可能である。

EUでは、これに対し、個人の蹂躪という観点からデータの管理の手続きについての考え方を示している。デー

タ管理とアメリカ型の無料あるいは安価なサービスの提供によるビジネスモデルを両立させるのは容易ではない。個人のデータを個人のものとして管理する手続きにはコストが発生する。そのコストをどのように負担するかという課題を抱えている。

また、近年、中国は独自の管理体制を強めており、情報を国家の資産とみなし海外流出を規制する試みがなされている。自国のICT産業と国民の保護を目指しているとされている。アメリカ型の寛容な仕組みとも、EU型の個人の保護とも異なっていて、国家・社会が主体になった考え方が進められているようである。

いずれが良いかという問題ではなく、適切なバランスで、考え方を整理していくことが必要であるが、アメリカではビジネスモデルが生み出す価値の中に埋没してしまうような問題に対し、EUでは個人の権利としての考え方を明示しようとしている。EUの考え方には、個人データの扱いかたを考える上での重要な基準が示されているといえる。アメリカ型のビジネスも、GDPRを無視しては続けられなくなっている。

GDPRの施行にあたっては、権利の観点からは、「忘れられる権利」と「データポータビリティ」の二つが注目された。また、データの扱いについては、「管理者」と「処理者」を分離して考えている。EUの考え方を基準として、情報の管理のあり方を日本の伝統仏教が担ってきた役割に当てはめて考えてみる。

【日本の宗教とりわけ伝統仏教の情報管理】

伝統仏教では、江戸時代以来の檀家制度の個人情報管理してきた。過去帳や戒名には、個人情報を管理するという機能が備わっている。寺院は、信仰についての個人の記録を管理してきた。人々は檀家として寺院に記録され、信仰者として認証を得る。その記録は、信仰の証としてだけでなく、統治体制の中での身分証明制度とし

て機能していた。

戒名については、かつて出自による差別が行われていたことが問題になったことがある。もとより、差別は望ましくない。しかし、戒名が記録されているということは、個人がその存在を公に認められていたということの証という側面もある。その証が寺院に委ねられてきた。記録によって認められるということを委ねるとともに、より良く認められたいとか、広く認められたいということも、寺院を通じて実現されてきた。

記録を通じて存在の証明という機能は、戸籍や住民票にとって代わられているが、過去帳や戒名は存続している、葬式仏教と呼ばれる信仰の中で重要な役割を果たしている。その記録は、近年、デジタル化が進み、今後、さらに進展していくことが予想される。しかし、デジタル化の先は見渡せていない。扱い方を間違えると、過去帳や戒名という仕組みは消滅しかねない。その延長で、葬式仏教や寺院の存在意義も損なわれかねない。

【デジタル化の問題点】

デジタル化することにより、データの活用が活発になる。紙の書類などによってアナログ管理されている場合、データを紐付けたり、検索して抽出することは、大変な労力と費用の負担が必要である。これに対し、デジタルデータであれば、そのような「処理」は容易である。その容易さが利便性と危険性を生む。

インターネットの発達によって、データが氾濫している。データを入手し処理をしようとする側にとっては便利である。しかし、個人にとっては、自らの情報が拡散してしまつてコントロール不能になってしまいかねない危険をはらんでいる。この状況に対し、個人による自らのデータのコントロールを実現しようというEUの取り組みが、GDPRといえる。

データ処理が容易になるとともに、データが氾濫し拡散し、漏洩してしまうという危険があることに關しては、寺院が抱える情報も例外ではない。日本の個人情報保護法が定めるように宗教に限定してデータを活用しているのであれば問題とはならない³⁾。しかし、データ利活用の活発化にもなつて、意図しない問題に寺院が巻き込まれてしまう可能性は増していく。あらためて個人のコントロールという原点を見直し、GDPRが示す対応をあてはめて考える必要がある。

【基本的な原則を踏まえる】

GDPRの基本的な原則として、個人の情報を扱うにあたっては、「適法性」「公正性」「透明性」を確保し、個人と監督機関などの第三者に対して適正さを説明する責任が伴うとされている。さらに処理にあたり、「目的の限定」「データの最小化」「正確性」「保存期間の限定」「完全性」「秘匿性」が必要とされている。

「適法性」については、「同意」「契約履行」「公共利用」などがある。特に同意は、曖昧にされがちである。個人データについての同意の手続きには、処理することが原則となつていて処理を停止させる場合に意思表示を示す「オプトアウト」と、処理しないことが原則になつていて処理を行わせる場合に意思表示する「オプトイン」がある。また、その同意は証明可能であるとともに、撤回を可能にしておかなくてはならない。

オプトアウトとオプトインを適切に区別して運用し、さらに撤回までを可能にするためには、そのためのシステム設計が必要となる。適切なシステムが用意されれば、同意という適法性確保の手段が得られ、個人情報の利活用の幅は広がる。

寺院の個人情報、紙の書類の管理の延長でしか管理されていないが、適切な同意のシステムを整えることで、

情報の活用を促進することが可能となる。現状では、適切な同意のシステムが用意されていないことから、目的外利用や第三者提供は難しい。拙速な利活用は避ける必要があるが、してはならないことではない。データの利活用は、個人にとつても、寺院にとつても価値や利益をもたらすものである可能性がある。原則を踏まえたシステムを構築し、運用することが必要である。

【忘れられる権利とデータポータビリティ】

GDPRでは、管理者および処理者による個人データ保持を、個人によるコントロール可能なものにするため、「アクセス権」「訂正権」「制限権」などとともに、「削除権(忘れられる権利)」および「データポータビリティ権」を示している。

忘れられる権利については、

第十七条

データ主体は当該データ主体に関する個人データについて管理者に不当に遅滞することなく消去させる権利を持つものとする。管理者は、次に掲げる根拠のいずれかが適用される場合、個人データを不当に遅滞することなく消去する義務を負うものとする。

管理者が個人データを公開しており、第一項による個人データを消去する義務を負う場合、その管理者は、利用可能な技術及び実施の費用を考慮し、当該個人データを取り扱っている管理者たちにデータ主体が当該個人データのあらゆるリンク又はコピー若しくは複製の消去を要求している旨を通知するために、技術的措置を含む合理的手段をとらなければならない。

としている。

これは、インターネットを通じて容易にデータが拡散されてしまうことを防ぐことを可能にし、意図しない形でデータが活用されないようにしている。

どこまでを消去すべきかが問題になるが、全てのデータの消去は要求されていない。契約履行の記録などは、削除されないデータである。無制限の権利ではないという点は、データ主体である檀家との間での共通理解が必要であろう。

データポータビリティについては、

第二十条

データ主体は、当該データ主体が管理者に提供した当該データ主体に関する個人データについて、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利があり、当該データを、個人データが提供された管理者の妨害なしに、他の管理者に移行する権利がある。

取扱いが第六条第一項(a)号又は第九条第二項(a)号による同意に基づくか、第六条第一項(b)号による契約に基づく場合であり、かつ取扱いが自動化された手法で実行されている場合、当該データ主体のデータポータビリティの権利が行使される場合、データ主体は、技術的に実行可能であるならば、個人データを直接的に管理者から他の管理者に移行させる権利がある。

としている。

アナログ時代では、これまでのデータの蓄積は、移行をためらわせる理由になっていた。情報の蓄積は囲い込みの有力な仕組みであった。デジタル化の進展によって、サービスの移行が容易になっている。しかし、サービ

スを移行の権利を行使しやすくするにはデジタル化だけでは不十分である。

忘れられる権利とデータポータビリティは、これまでのデータの蓄積を理由にした移行への抵抗感を取り除くことができるだろう。逆に言えば、忘れられる権利とデータポータビリティは、サービスに対する檀家の流動性を高めることになる。

寺院はこれまで、データによって檀家を囲い込むことができていた。情報は、墓地と並んで、檀家が菩提寺を別の寺院に移すことを防ぐ働きがあった。しかし、データによる囲い込みは、今後は難しくなる。紙の書類のようなアナログデータは対象ではないが、デジタル化が進んでしまうと、個人の管理の幅が広がる。その結果、檀家についても流動性が高まっていくことが予想される。

墓地についての人々の考え方の変化と並んで、伝統仏教寺院にとっては打撃になるかもしれない。社会全体のデジタル化に寺院が逆行することは難しい。これに対する適切な対応を怠れば、檀家は流出して減少する一方になるだろう。デジタル化の進展は、戒名や過去帳にも及び、檀家の流動性が高まることを前提にすることが必要である。

【管理者という立場】

自らの情報を提供する個人をデータ主体とよぶ。提供されたデータを管理するのが管理者であり、処理するのが処理者である。データ主体に対し、管理者はデータの取り扱いの責任を有する。また、監督機関への報告義務や、問題が発生した場合の対処の責務を負っている。

GDPRが求めるようなデータコントロールは、個人がそれぞれ管理するというよりも、管理者に表明した同

意の上で管理者による管理が行われる。現状は、管理者が提供するサービスは整っておらず、コントロール権を發揮する環境は不十分である。

これまでのICTサービス企業にとつては、管理者の役割は負担となることが多いが、コントロールをサービスとして確立するが必要となっている。従来のICT企業が個人のコントロール権についての対応に苦慮しているのに対し、新たなビジネスが登場する可能性がある。同時に、ICTの発展以前から個人情報を取ってきた立場にも見直しの機会が生まれていて、これまでの実績の延長でコントロールに深く関与することが可能になる。

寺院は、ICT以前から情報を管理する立場であった。処理については熱心とはいえず、データが年忌の連絡などに用いられることはあっても、おおむね、データを記録し保持するだけにとどまっていた。データの名寄せを行なって大規模なデータベースを構築するとか、第三者提供を行うというような新たな価値を生み出すような処理には積極的ではなかった。ICT以前のデータ活用以上のことは行われておらず、ICTへの対応は不徹底であった。

寺院が個人の情報を記録し管理する役割について、檀家制度の原点に戻るなら、寺院に馴染むものである。寺院は、管理者の役割を果たすことで、デジタル化の中での役割を再構築しうる可能性を持っている。また、その延長上で信仰のあり方を再構築しうる可能性を持っている。

【管理者としての役割】

寺院には、これまでに先祖のデータや、個人の信仰の足跡が記録されている。これまでのアナログ管理では、そのデータが失われないようにするのが情報の管理であった。データの利用は限定的であった。

デジタル化されることによって、様々なデータとの名寄せが可能になる。この名寄せにあたり、適切な同意取得の環境を用意することが必要になる。そのような環境を用意できない場合、個人のデータは死蔵されることになり、新たな価値を生み出すことはできない。第三者提供についても的確な同意取得の環境が必要である。

同意取得の環境を整えることができない場合、データは活用されない。データ活用の機会を作らないということは、新たな価値から生まれる利得を享受する機会を作らないということである。希望すれば得られたであろう利益を受ける権利を奪うことになる。

忘れられる権利やデータポータビリティについての権利への対応は、宗教に対しては積極的には要求されないかもしれない。しかし、同意システムが整備されず、適切に活用されない場合、檀家は活動を消極的に行ったり、離壇したりという行動をとることができる。

これからは、積極的にデータを活用することで、新たな価値を生み出し、そこからの利益を檀家に還元していくという姿勢が、寺院に要求される。そのため仕組み作りはこれからの課題である。

今後、個人は、生涯データを管理していくことが必要になる。そのサポートの主体は現在のところ現れていない。金銭に対して銀行があるように、個人のデータについてのデータ銀行のようなものが構築されると予想されている⁴。GDPRによって明確にされた権利を行使することを手伝う役割である。その役割を、寺院が果たす可能性を持っている。

かつての檀家制度は、身分保障と結びついていた。身分保障は、戸籍や住民票によって役割を失っているが、戒名や過去帳は信仰のツールとして続いている。寺院がデジタル時代にデータ銀行の役割を担うことができれば、社会のニーズをみたしながら、新たな信仰のツールとして発展する可能性を秘めている。

【アナログ時代とデジタル時代の違い】

これまでの檀家制度では、紙の書類などをアナログ管理してきたので、それを保持することが主な管理であった。名寄せ、複製、分析などの処理の負担は大きく、日常的に行えるようなものではなかった。この段階で求められていたのは、忘れられないように記録されることである。忘れられないように記録されていることが、信仰の証にもなり、囲い込みを行うことにも繋げることができた。

一方、デジタル管理が可能になると、情報処理が簡単になる。そこから生まれる価値はデータを持つ立場からみて魅力的なものである。しかし、無闇に処理を行なってはならないという原則を、GDPRが示している。むしろ、デジタル管理になると、忘れられる権利が強調される。また、データポータビリティによって、囲い込みが困難になってくる。

アナログ時代の檀家制度は、個人の存在を証明したり、身分証明を行うことが要求された。データを保持し管理する寺院の主体的な役割があった。

デジタル管理になると、個人が自ら決めることが多くなる。その決定を現実にするための方法は、いまだ欠けていて、個人だけで実現するのは困難であり、適切なサポートが必要である。データを保持し管理する寺院の役割は、個人の権利を擁護し支援することへの発展が可能である。

【まとめ】

宗教団体のデータが、直ちに法的な規制の対象になることは考えにくい。また、GDPRによる制裁があると

も考えにくい。その点で、個人情報管理を、単に制度に合わせる取り組みとして行うというなら、動機付けは十分とは言えない。

デジタル化にともない、データが処理されることで価値を生み出すようになっていく。生み出される価値から生じる利益を誰が享受するべきかという問題に対し、GDPRはデータ処理者が独占することを許していない。権力による個人の蹂躪を認めないのと同様に、データをコントロールする権利を通じて、個人の権利が確保されている。個人に関するデータを守ることについて、流出がないように守るといった観点にとどまらず、享受すべき権利を守るといった観点からの取り組みが必要である。

とはいうものの、GDPRに示された理念としての個人によるデータの管理は、個人が自ら実現するのは困難である。しかるべき管理者の支援を受ける仕組みが必要である。寺院は、しかるべき管理者の候補になりうる存在である。

寺院にとつては、デジタル化は新たな役割を担う機会である。従来、記録すること自体に信仰的な価値を見出す仕組みを持っていたが、デジタル化されてもそれが続くとは限らない。データ管理者の役割を担うということと信仰と結びつける必要がある。

註

(1) <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj/アクセス二>
〇一八年十月一日

(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/アクセス二〇一八年十月一日>) など

日本語の仮訳として、個人情報保護委員会による仮訳

- がある。
- (2) 和訳としては、内村國臣・小林勝による試訳 (http://www.cguaac.jp/Portals/0/data1/cguwww/03/14_0102/04/13.pdf アクセス二〇一八年十月一日) などがある。
- (3) 個人情報保護法七十六条一項四号 ただし、刑法二三四条二項、個人情報保護法二条五項、個人情報保護法二十五条、個人情報保護法二十八条～三十四条が適用される。
- (4) http://www.soumu.go.jp/main_content/000576584.pdf アクセス二〇一八年十月一日

〈キーワード〉

GDP R 個人情報 檀家制度 データ管理者